

大阪広域環境施設組合告示第4号

大阪広域環境施設組合個人情報保護条例（平成27年条例第9号）第61条の規定により、令和3年度における個人情報保護制度の運用状況を別紙のとおり公表する。

令和4年7月15日

大阪広域環境施設組合管理者 松 井 一 郎

**大阪広域環境施設組合の個人情報保護
(令和3年度運用状況報告書)**

大阪広域環境施設組合総務部総務課

目 次

1	実施機関別個人情報を取り扱う事務の届出件数	1
2	保有個人情報の開示等請求の状況	1
3	保有個人情報の開示等請求に対する決定等の状況	1
4	審査請求の状況	1
5	制度の概要	2

1 実施機関別個人情報を取り扱う事務の届出件数 [表 1 参照]

令和 3 年度の個人情報を取り扱う事務の届出（大阪広域環境施設組合個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 6 条）は 2 件となっています。

その内訳は、新規届出が、職員採用事務 1 件、情報通信端末機器使用届出受付事務 1 件の計 2 件となっています。

この結果、令和 3 年度末の事務の総件数は、前年度末の 98 件から 2 件の増となり、100 件となっています。

2 保有個人情報の開示等請求の状況

(1) 開示請求 [表 2 参照]

開示請求件数は、請求者が実施機関に提出した開示請求書の数で、1 枚を 1 件として算出しています。

なお、令和 3 年度は、保有個人情報の開示請求はありません。

(2) 訂正請求、利用停止請求 [表 3 及び表 4 参照]

それぞれの件数は、請求者が実施機関に提出した請求書の数で、1 枚を 1 件として算出しています。

なお、令和 3 年度は、保有個人情報の訂正請求及び利用停止請求はありません。

3 保有個人情報の開示等請求に対する決定等の状況

(1) 開示請求 [表 5～表 7 参照]

決定件数は、上記 2 (1) の開示請求件数から取下げ等があったものを除いたあと、開示請求に対して行った開示決定等の件数を算出しています。

なお、令和 3 年度中に開示請求に対する決定はありません。

(2) 訂正請求 [表 8～表 10 参照]

令和 3 年度中に訂正請求に対する決定はありません。

(3) 利用停止請求 [表 11～表 13 参照]

令和 3 年度中に利用停止請求に対する決定はありません。

4 審査請求の状況 [表 14 参照]

令和 3 年度において、大阪広域環境施設組合個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）への新たな諮問、過年度から繰り越している諮問はありません。

また、令和 3 年度は、審査会から審査請求に対する答申はありません。

5 制度の概要

(1) 個人情報保護制度の意義と目的

近年の情報処理技術及び電気通信技術の発達と経済のサービス化・ソフト化に伴い、情報の有する価値が飛躍的に高まっており、公的部門・民間部門を問わず、大量の個人情報が収集され、利用されるようになっていきます。

このような情報化の進展は、市民に各種サービスの向上など多くの利便をもたらす一方で、本人が予期し得ない中で自己情報が収集され、流通し、あるいは不正確で不完全な情報が蓄積され、流通していることに対して市民の不安感が高まっており、また、個人の権利利益に重大な侵害を引き起こす可能性が大きくなっています。

そこで、これらの状況に適切に対処し得る個人情報の保護施策として、個人情報の適切な取扱いなど個人情報の保護に関し必要な措置や事項を定めるとともに、自己に関する個人情報の開示や訂正等を請求する権利を保障することにより、市民の基本的な人権を擁護し、組合行政の適正かつ円滑な運営を図ることを目的として本組合の個人情報保護制度が確立されました。

(2) 個人情報保護制度に係る条例の制定経過

平成27年2月 「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例」を公布
(平成27年2月20日施行)

平成28年3月 「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合特定個人情報保護条例」を公布

平成28年3月 「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」を公布(平成28年4月1日施行(一部平成28年3月1日施行))

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行及び行政不服審査法の改正に伴う整備)

平成29年7月 「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合特定個人情報保護条例の一部を改正する条例」を公布(平成29年7月28日施行)

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の文言改正等に伴う整備)

平成30年2月 「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例」の一部を改正する条例を公布(平成30年2月28日施行(一部平成30年4月1日施行))

(主に、実施機関が個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときに、管理者に届け出なければならない事項等の改正)

令和元年7月 「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の名称を改めることに伴う関係条例の整理に関する条例」(令和元年10月1日施行)の制定に

に伴い、条例名を「大阪広域環境施設組合個人情報保護条例」に改正
(令和元年10月1日施行)

「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例」の一部を
改正する条例を公布(令和元年10月1日施行)

(守口市が新たに組合構成団体に加入することに伴い、第67条中「大
阪市、八尾市、松原市の区域外」を「組合構成団体の区域外」に改
める)

令和4年2月 「大阪広域環境施設組合特定個人情報保護条例」の一部を改正する
条例を公布(令和4年2月18日施行)

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関
する法律の一部を改正する法律の文言改正等に伴う整備)

(3) 個人情報保護制度の基本原則

本組合の個人情報保護制度では、次の7つの原則に基づき制度化されており、これ
を踏まえて解釈・運用しなければなりません。

ア 目的明確化の原則

個人情報の収集に際しては、収集目的を明確にするとともに、収集する個人情報
の内容も、収集目的の達成に必要な範囲内に限定すべきです。

イ 収集制限の原則

個人情報は適正かつ公正な手段によって、原則として、個人情報の主体から収集
しなければなりません。

ウ 利用制限の原則

個人情報の利用は、原則として、収集目的の範囲内に限定すべきです。

エ 公開の原則

個人情報の存在、性質、利用目的、運用等を知ることができる手段を設けるべき
です。

オ 個人参加の原則

個人が自己に関する情報について開示又は訂正する権利を保障するとともに、迅
速かつ公正な救済を行う制度を設けるべきです。

カ 適正管理の原則

収集・蓄積した個人情報は、正確かつ最新なものとして管理するとともに、その
紛失、破壊、改ざん、不当な流通等の危険に対して、合理的な安全保護措置を講ず
べきです。

キ 責任明確化の原則

個人情報の保護に関して、個人情報を管理する者等が負わなければならない責任
の内容を明確にすべきです。

(4) 個人情報保護制度の主な内容

ア 実施機関（条例第2条第1号）

個人情報保護制度を実施する機関は、次のとおりです。

管理者、本組合議会議長、公平委員会、監査委員

イ 対象とする個人情報（第2条第2号）

生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。

(ア) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（個人識別符号を除く）により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みません。）

(イ) 個人識別符号が含まれるもの

ウ 実施機関等の責務（条例第3条）

実施機関は、個人情報の保護のために必要な施策を実施するよう努めます。

実施機関の職員等は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適正に取り扱い、個人情報の保護に努めるとともに、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはなりません。

エ 個人情報の適正な取扱い

(ア) 収集の制限（条例第4条）

A 個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければなりません。

B 思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報などの収集は、原則として禁止しています。

C 個人情報は、原則として本人から収集しなければなりません。

(イ) 事務の目的の明示（条例第5条）

本人から直接書面（電磁的記録を含みます。）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、原則として、あらかじめ本人に対し、当該個人情報を取り扱う事務の目的を明示しなければなりません。

(ウ) 事務の届出、目録の閲覧（条例第6条）

個人情報を取り扱う事務の開始、変更又は廃止に際して、実施機関による管理者への届出を義務付けるとともに、届出事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供することを定めています。

(エ) 電子計算機処理の制限（条例第7条）

実施機関は、新たに保有個人情報の電子計算機処理を行おうとするときは、原則として、あらかじめ審査会の意見を聴かなければなりません。

(オ) 利用及び提供の制限（条例第8条）

事務の目的の範囲を超えて保有個人情報を実施機関内部で利用すること及び当該実施機関以外のものに提供することを、原則として禁止しています。

(カ) 電子計算機の結合の制限（条例第10条）

実施機関が保有個人情報の電子計算機処理を行うに当たり、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人または本人以外のものと通信回線により電子計算機を結合することを原則として禁止しています。例外的に結合を行うときは、原則として、あらかじめ審査会の意見を聴かなければなりません。

(キ) 適正な維持管理（条例第11条）

実施機関は、保有個人情報を常に正確かつ最新の状態に保つよう努めるとともに、事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄、消去しなければなりません。

(ク) 事務処理の委託における保護措置について（条例第12条～第14条）

個人情報を取り扱う事務の処理を委託しようとするときは、実施機関は個人情報の適正な管理のため必要な措置を講ずるとともに、実施機関から当該処理を受託したもの及びその従事者等に対し、適切な取扱いを担保するために必要な義務を課すことを定めています。

オ 自己に関する保有個人情報の開示等請求

(ア) 開示請求権（条例第15条）

何人も実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができます。開示請求の受付は、総務部総務課（あべのルシアス庁舎）において行います。

(イ) 開示請求に対する決定（条例第21条～第23条）

A 開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に、当該保有個人情報の開示又は非開示を決定し、請求者に対し文書で通知しなければなりません。

ただし、正当な理由があるときは、30日を限度として延長することができます。

B 著しい大量請求に係る開示決定等の期限の特例（条例第23条）

開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、当該保有個人情報のうち相当の部分につき44日以内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うことができます。

(ウ) 保有個人情報の開示義務（条例第17条）

開示請求に係る保有個人情報に次に掲げる非開示情報が含まれている場合を除

き、開示しなければなりません。

- A 開示請求者の生命等を害するおそれのある情報
- B 個人に関する情報
- C 法人等情報
- D 任意提供情報
- E 審議・検討・協議情報
- F 事務事業遂行情報
- G 公共の安全・秩序維持情報
- H 法令秘情報

(エ) 裁量的開示と存否応答拒否（条例第19条、第20条）

開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、裁量的に当該保有個人情報を開示することができるとともに（裁量的開示）、開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができます。（存否応答拒否）

(オ) 第三者保護の手続（条例第24条）

開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、当該第三者に意見書提出の機会を付与することができるなど、第三者保護の手続を整備しています。

(カ) 訂正請求権（条例第26～第33条）

何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと認めるときは、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含みます。）を請求することができます。訂正請求の受付は、総務部総務課（あべのルシアス庁舎）において行います。

実施機関は、当該訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内に当該保有個人情報の訂正を行う旨又は行わない旨（請求を拒否するとき及び請求に係る保有個人情報を保有していないときを含みます。）を決定し、請求者に対し文書で通知しなければなりません。また、開示請求と同様に決定期間の延長や期限の特例について定めています。

(キ) 利用停止請求権（条例第34～第40条）

何人も、自己に関する保有個人情報の違法収集、事務の目的を超えた保有、利用及び違法な外部提供に対して、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができます。利用停止請求の受付は、総務部総務課（あべのルシアス庁舎）において行います。

実施機関は、当該利用停止請求があった日の翌日から起算して30日以内に当該

保有個人情報の利用停止を行う旨又は行わない旨（請求を拒否するとき及び請求に係る保有個人情報を保有していないときを含みます。）を決定し、請求者に対し文書で通知しなければなりません。また、開示請求と同様に決定期間の延長や期限の特例について定めています。

カ 情報の提供（条例第47条）

自己に関する情報の取扱いの状況について情報の提供の申出があったときは、実施機関はこれに応じるよう努めるとともに、提供に当たっては、提供申出者以外の第三者の個人情報などを提供することによって、第三者の権利利益を侵害することのないよう配慮しなければなりません。

キ 審査会（条例第42～第44条、第48～第56条）

開示決定等について審査請求があったときは、公正かつ慎重な救済を行うため、審査会に諮問し、その答申を尊重して決定を行います。

ク 費用負担（条例第57条）

保有個人情報の開示請求等に係る手数料は無料ですが、写しの交付については、請求者が、保有個人情報が記録されている公文書の写しの作成（モノクロコピー1面10円など）及び送付（郵便料金）に要する費用を負担します。

ケ 罰則（条例第63～第68条）

実施機関の職員及び受託業務の従事者等による電子計算機処理された個人情報（個人の秘密に属する事項）の漏えいや、保有個人情報の不正提供・盗用に対する罰則又は実施機関の職員による職権を濫用した個人の秘密に属する事項の記録された文書等の収集等に対する罰則を定めています。

シ 特定個人情報の取扱い等（特定個人情報保護条例第4条から第7条まで）

(ア) 特定個人情報の適正な取扱い

A 利用の制限

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条に定めがある場合を除き、事務の目的の範囲を超えて保有個人情報を実施機関内部で利用することを、原則として禁止しています。

B 収集及び提供の制限

特定個人情報は、条例で定める収集（条例第6条第2項及び第3項部分）及び提供（条例第10条及び第11条部分）の規定を適用せず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により定められた取扱いをすることとしています。

C 特定個人情報保護評価

実施機関は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する評価書について、特定個人情報保護評価に関する規則に定める必要な見直しを行ったときは、当該評価書に記載された特定個人情報フ

ファイルの取扱いについて、審査会の意見を聴かなければなりません。

(イ) 開示、訂正又は利用停止の請求

自己を本人とする保有特定個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求については、本人のほかに、法定代理人及び本人の委任による代理人も行うことができます。

表 1 実施機関別個人情報を取り扱う事務の届出件数

実施機関名	令和2年度末 (A)	開始 (B)	変更	廃止 (C)	計 (D=B-C)	令和3年度末 (A+D)
管理者	87	1	0	0	1	88
議会議長	4	1	0	0	1	5
公平委員会	3	0	0	0	0	3
監査委員	4	0	0	0	0	4
合計	98	2	0	0	2	100

表 2 - 1 開示請求件数（請求方法別）

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	%	件数	%	件数	%
窓口	0	-	0	-	0	-
郵送	0	-	0	-	0	-
合計	0	-	0	-	0	-

表 2 - 2 開示請求件数（請求者別）

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	%	件数	%	件数	%
本人	0	-	0	-	0	-
法定代理人	0	-	0	-	0	-
合計	0	-	0	-	0	-

表 3 - 1 訂正請求件数（請求方法別）

	令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
	件数	%	件数	%	件数	%
窓口	0	-	0	-	0	-
郵送	0	-	0	-	0	-
合計	0	-	0	-	0	-

表 3 - 2 訂正請求件数（請求者別）

	令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
	件数	%	件数	%	件数	%
本人	0	-	0	-	0	-
法定代理人	0	-	0	-	0	-
合計	0	-	0	-	0	-

表 4 - 1 利用停止請求件数（請求方法別）

	令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
	件数	%	件数	%	件数	%
窓口	0	-	0	-	0	-
郵送	0	-	0	-	0	-
合計	0	-	0	-	0	-

表 4 - 2 利用停止請求件数（請求者別）

	令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
	件数	%	件数	%	件数	%
本人	0	-	0	-	0	-
法定代理人	0	-	0	-	0	-
合計	0	-	0	-	0	-

表5 年度別の決定状況（開示請求）

年度	決定件数	決定状況						開示率 (%)
		開示	部分開示	全部非開示	不存在による非開示	存否 応答拒否	開示請求 却下	
令和元年度	0	0	0	0	0	0	0	-
令和2年度	0	0	0	0	0	0	0	-
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	-

※ 開示率 = (開示 + 部分開示) / (開示 + 部分開示 + 全部非開示) × 100

表6 実施機関別決定件数（令和3年度 開示請求）

実施機関名	決定件数	決定状況					
		開示	部分開示	全部非開示	不存在による非開示	存否 応答拒否	開示請求 却下
管理者	0	0	0	0	0	0	0
議会議長	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0

表7 年度別・実施機関別決定件数（開示請求）

実施機関名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
管理者	0	0	0
議会議長	0	0	0
公平委員会	0	0	0
監査委員	0	0	0
合計	0	0	0

表8 年度別の決定状況（訂正請求）

年度	決定件数	決定状況				
		訂正	訂正 不承認	不存在による 訂正不承認	存否 応答拒否	訂正請求 却下
令和元年度	0	0	0	0	0	0
令和2年度	0	0	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0	0	0

表9 実施機関別決定件数（令和3年度 訂正請求）

実施機関名	決定件数	決定状況				
		訂正	訂正 不承認	不存在による 訂正不承認	存否 応答拒否	訂正請求 却下
管理者	0	0	0	0	0	0
議会議長	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

表10 年度別・実施機関別決定件数（訂正請求）

実施機関名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
管理者	0	0	0
議会議長	0	0	0
公平委員会	0	0	0
監査委員	0	0	0
合計	0	0	0

表11 年度別の決定状況（利用停止請求）

年度	決定件数	決定状況				
		利用停止	利用停止不承認	不存在による利用停止不承認	存否応答拒否	利用停止請求却下
令和元年度	0	0	0	0	0	0
令和2年度	0	0	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0	0	0

表12 実施機関別決定件数（令和3年度 利用停止請求）

実施機関名	決定件数	決定状況				
		利用停止	利用停止不承認	不存在による利用停止不承認	存否応答拒否	利用停止請求却下
管理者	0	0	0	0	0	0
議会議長	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

表13 年度別・実施機関別決定件数（利用停止請求）

実施機関名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
管理者	0	0	0
議会議長	0	0	0
公平委員会	0	0	0
監査委員	0	0	0
合計	0	0	0

表 14－ 1 審査請求の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
過年度繰越件数	0	0	0
新規件数	0	0	0
諮問件数	0	0	0
処理件数 (答申数)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
取下げ件数	0	0	0
年度末残諮問件数	0	0	0

表14－ 2 令和3年度末残諮問件数の諮問年度別内訳

諮問年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
残諮問件数	0	0	0	0